

会 議 名 (審議会等名)		川西市個人情報保護審議会(第43回)	
事 務 局 (担 当 課)		総務部 行政室 総務課 内線(2321)	
開 催 日 時		平成20年9月24日(水) 午後6時10分～午後7時40分	
開 催 場 所		本庁舎 4階 庁議室	
出 席 者	委 員	荒木委員・井口委員・池田委員・井手委員・園田委員・ 田中委員・長尾委員・中村委員・三宅委員	
		欠席委員：井上委員	
	実施機関	《市民生活部市民環境室市民課》 福西室長・上松課長・穂山課長補佐 《選挙管理委員会事務局》 大塩主幹・太田主幹・足立主任・柳本	
	事 務 局	山口部長・小田室長・森課長・佐藤課長補佐・岩脇主査・竹下	
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> ・不可・一部不可	傍聴者数
		0 人	
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第		1 市長挨拶及び辞令交付 2 正副会長の選任について 3 審議事項 諮問第32号 裁判員制度に伴う裁判員候補者予定者の選定に係る住民基本台帳事務からの個人情報の利用について 4 その他	
会 議 結 果		(1) 正副会長の選任については、各委員の互選により、会長に池田委員、副会長に長尾委員が選出される。 (2) 審議事項の諮問(第32号)案件については、その取扱いを適当なものであると認める答申を得る。	

会 長：あいさつ
 事 務 局：説明

本日提出資料の確認及び説明

事前送付資料→①開催通知
 ②諮問書（第32号）

本日提出資料→①レジメ
 ②裁判員制度にかかる市町村業務について
 ③パンフレット「裁判員制度をご存知ですか！」
 ④川西市個人情報保護条例新旧対照表
 ⑤情報公開条例及び個人情報保護条例解釈運用の手引き
 ⑥委員名簿

審議事項

諮問第32号 裁判員制度に伴う裁判員候補者予定者の選定に係る住民基本台帳事務からの個人情報の利用について

事 務 局 それでは、定刻になりましたので、ただ今から、『第43回川西市個人情報保護審議会』を開催させていただきます。

※ （中略）

それではまず、開会に当たりまして、大塩市長のほうからご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

市 長 ※ 大塩市長 挨拶（略）

以降、各委員自己紹介（略）
 事務局職員紹介（略） そして、大塩市長が退席する。

事 務 局 それでは、これより、当審議会の会務を総理していただきます会長及び副会長の選出を行いたいと思います。

※ （中略）

※ 池田委員が会長に、長尾委員が副会長に選任される。

事 務 局 ありがとうございます。会長、副会長におかれましては、恐れ入りますが、会長席、副会長席の方へ移動のほうへとお願ひします。それでは、以後の審議会の進行は会長のほうにお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、本日の審議会の次第で、審議事項ということで、諮問第32号で、「裁判員制度に伴う裁判員候補者予定者の選定に係る住民基本台帳事務からの個人情報の利用について」という件について審議していきたいと思いますので、まず、この件について事務局のほうから説明を受けたいと思います。

※ 事務局 説明（略）

会 長 それではですね、今回は新しい期の最初でありますからね、今日は1名

	<p>委員がお休みですけど、この32号諮問事案の審議に入ります前にね、新しい方もおられますので、この審議会の役割についてご説明いたしてから、この32号諮問事案に入りたいと思いますので、よろしく願います。</p>
<p>会 長</p>	<p>※ 事務局 説明（略）</p> <p>ありがとうございました。今、この審議会の役割等についてご説明いただいたんですけども、皆さんから今のご説明について、何か質問はございませんでしょうか…。それでは、今ご説明いただいたことをよしといたしまして、今日の審議事項に入りたいと思います。先ほども言いましたように、諮問第32号は「裁判員制度に伴う裁判員候補者予定者の選定に係る住民基本台帳事務からの個人情報利用について」ということで、先ほどのご説明にありました「利用及び提供の制限」に係るわけで、本来は収集目的に従って利用するという事なんだけど、収集目的以外に活用ということなんで、条例の10条の規定ですね、条例の10条の4号それから第2項に該当するかどうかということの諮問を受けてるわけで、それについてご審議いただきたいと思います。じゃあ、早速、この具体的なお説明のほうよろしく願います。それで今日、これをご説明いただくに際して、市民課と選挙管理委員会の皆さんが待機しておられるんですね。その実施機関の皆さんにお入りいただきたいと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>※ 実施機関 入室</p> <p>市民課及び選挙管理委員会の職員の皆さま、遅い時間にお越しいただきどうもありがとうございます。それでは、早速、本日の諮問第32号という「裁判員制度に伴う裁判員候補者予定者の選定に係る住民基本台帳事務からの個人情報利用について」というものを、これから審議するという事になっていますので、この件について、それぞれ担当課からご説明いただきたいと思いますが、今日お越しの皆さん、ちょっと自己紹介をお願いします。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>どうもお世話になります。市民生活部市民環境室長の「福西」と申します、どうぞよろしくお願いいたします。お世話になります。市民課長の「上松」と申します、どうぞよろしくお願いいたします。市民課の「穂山」といいます、よろしくお願いいたします。選挙管理委員会の主幹「大塩」と申します、よろしくお願いいたします。選挙管理委員会事務局の主幹の「太田」と申します、よろしくお願いいたします。選挙管理委員会の「足立」と申します、よろしくお願いいたします。同じく、選挙管理委員会の「柳本」と申します、よろしくお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>どうもありがとうございました。我々委員の方も自己紹介しないといけないんですけど、名札が出ていますのでご了承いただいて、省略させていただきますけどよろしく願います。それでは、本日のこの案件についてご説明のほう願います。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>それでは本日、お手元に諮問書第32号、配布させていただいていると思いますので、これに基づいて説明をさせていただきます。この度、諮問させていただきます戸籍情報につきましては、戸籍法に基づく市民課事務のために保有しているものでございまして、それ以外の目的につい</p>

ては原則的に実施機関内部においても、利用は禁止されているものでございます。しかし、個人情報保護条例第10条第1項第4号の規定によりまして、当個人情報保護審議会の意見をお聴きした上で、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、当該個人情報を利用し、または提供することについて相当な理由があり、かつ本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないとお認めいただきまして、利用する場合につきましては、例外的に利用提供が許されております。また、同じ個人情報保護条例第10条第2項の規定によりまして、当審議会のご意見を受けまして、実施機関内部での個人情報の利用提供の場合には、本人にその旨通知するのが原則ではございますけれども、この場合も当審議会のご審議によりまして、本人通知の必要はないとお認めいただいた場合につきましては、本人通知を省略することができます。以上、この二点につきまして審議会のご審議を賜りたいと考えまして、諮問させていただくものでございます。目的外利用提供についてでございますが、「裁判員制度に伴う裁判員候補者予定者の選定に係る住民基本台帳事務からの個人情報の目的外利用・提供について」でございます。それでは、具体的な利用提供の内容をご説明申し上げます。諮問書の次のページ、別紙、目的外利用・提供についてをご覧いただきたいと思っております。一番左端に番号が書いてございます、その右に事務の内容でございますが、住民基本台帳事務でございます。その右側でございますが、目的外提供の目的でございます。内容を読ませていただきます。平成16年5月21日に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立をいたしました。平成21年5月21日から裁判員制度が実施されることにより、国民が裁判員として刑事裁判に参加することとなります。これに伴いまして、その裁判員の候補者予定者を市町村の選挙管理委員会が管理する「選挙人名簿」よりくじで選んで作成した名簿を、地方裁判所に送付しなければならないとされております。裁判所におきましては、この情報を元にして裁判員としての資格調査を行う必要がありますことから、候補者予定者の本籍情報、同法第12条第2項に基づく照会を付しての回答を求められることとなります。よって、これに迅速かつ効率よく正確に対応するためには、最高裁判所が開発されました名簿調整プログラムを利用することが適当であることから、当該プログラムを利用するに当たっては、市民課が保有いたします本籍情報を選挙管理委員会に提供することが不可欠となるためでございます。その右隣で、提供する個人情報の内容でございますが、選挙人名簿に登録されている者の本籍情報、選挙人名簿に登録されているものに係る市民課保有の本籍情報でございます。その右隣の提供先でございますが、選挙管理委員会事務局、そして個人情報の所管課は、市民生活部市民環境室市民課でございます。これに係る本人通知の有無でございますが、通知しないとさせていただきたいと考えております。理由といたしましては、対象者が非常に大量であり、個別に通知することが現実的でないためでございます。最後に、提供先に対する措置でございます。提供に当たっては、以下の条件を付すると考えております。まず(1)でございます。提供した本籍地情報を目的外に利用・提供しないこと。(2)で、提供した本籍地情報は厳重に管理し、漏洩のないようにするとともに、名簿の送付が完了した時点で、候補者予定者以外の個人情報は完全に削除することを措置としてお願いしたいと考えております。次に、近隣市の動向を参考に資料として提出させていただいております。左側に尼崎市、西宮市、宝塚市、伊丹市、芦屋市と題しまして、A4の縦の表なんですけれども、よろしいでしょうか。参考に近隣市の状況を、一覧にまとめさせていただいております。この裁判員候補者予定者の選出につきましては、川西のみでなく、全国市町村に共通する事務

でもございまして、阪神間各市に照会をさせていただきました。いずれの市とも、選挙管理委員会で名簿調整プログラムを使用されるということでございまして、これに係る個人情報保護審議会への諮問の状況ですが、いずれも諮問されないという状況でございまして、伊丹市のみが報告のみ行われるというようにお伺いしております。川西市では審議会に諮問させていただいておるわけなんでございましてけれども、この差異つきましては、やはり条文構造、個人情報保護条例の条文構造が各々違うのではないかと、そして行政目的利用については、運用で諮問が不要であるというような取り扱いをされておられる点、そしてもう一点としましては、選挙管理委員会で当初から戸籍情報を保有されていると。こういったことではないかと理解しておるところでございまして。以上で、この諮問についての説明とさせていただきたいと考えております。次に、裁判員制度の概要につきましては、選挙管理委員会のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

実 施 機 関

選挙管理委員会の「大塩」です。続きまして、選挙管理委員会よりご説明させていただきます。なお、先の説明いたしました市民課からの内容と重なるが多々あるかと思っておりますけれども、それにつきましては、ご容赦いただきたいと思います。それでは、お手元の別紙で付けております「裁判員制度にかかる市町村業務について」、この2枚ものの記載事項に沿いまして、ご説明をさせていただきます。まず、この裁判員制度は、来年度から実施されることとなる制度でございまして、制度の概要につきましては、お手元資料のパンフレットのコピーなどでございまして、左右左右とそういうページ式になっております「裁判員制度をご存じですか!」という、ここに概ねの制度そのものにつきまわりの資料、これにつきまして、その制度の概要につきまわりの説明は、省かせていただきます。それでは、市町村にかかります、本市にかかります業務といたしまして、まず第一に、選挙管理委員会は、私どもの管理いたします選挙人名簿からくじでこの当該候補者予定者を選定することと、もう一つは市民課の方で、その選管でくじを行いました、その選定された対象者の本籍地を付すという業務が、この2点がございまして。具体的には、裁判員法第21条第1項、この裁判員法の第21条第1項別添の添付させていただいております、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律、それから、もう一つ、裁判員の参加する刑事裁判に関する規則、いずれもこの後に出てきます関係法令の抜粋を添付させていただいておりますが、市町村の選挙管理委員会は、選挙員名簿に登録されている者の中から、裁判員候補者の予定者として、裁判所から通知を受けた人数ですね、本市の場合は370人と、今回通知が来てるところなんですけれども、それにつきまして、くじで選定しなければなりません。また、同条の第2項によりまして、選定した者の氏名、住所、生年月日を記載した、裁判員候補者予定者名簿を調製いたしまして、同法の第22条の規定に基づき当該名簿を地方裁判所に送付しなければならないこととされております。それから、裁判員の候補者の資格調査のために本籍が必要となるために、裁判員法の第12条第1項に基づきまして、市町村に裁判員候補者予定者本籍の照会がございまして、裁判員の参加する刑事裁判に関する規則、別添で付けております抜粋のものでございますけれども、その10条によりまして、裁判所の方は、市に対しまして、裁判員候補者予定者名簿に付して本籍も回答するということとなつてございまして。これにつきまわりは、現にお手元の資料の方で、既に裁判所の方から神戸地方裁判所長の方から、川西市、それから川西市選挙管理委員会、いわゆる兩名宛てに予定者名簿と、これと併せて本籍地を付したものを送付という依頼文

書が既に参っております。このような条件の中で、このくじでの選定、あるいは名簿調製におきましては、最高裁判所により送付された全国統一の名簿調製プログラム、いわゆる電算上のプログラムなんですけれども最高裁判所の方から、そういうプログラムされて、それが私ども、市の方に送ってきてるわけなんです、そのプログラムを使用いたしまして作業を行う予定としております。この名簿の調製プログラムを用いて、電子システムによる選定を行うことによりまして、手作業で行うよりも迅速かつ正確に行うことができまして、しかも選挙管理委員会と市民課の両機関が絶対ミスのないような効率的な名簿調製が可能となるものでございます。この名簿調製プログラムは、住基オンラインシステムによりまして、本籍情報を付した選挙人名簿登録者、今回は9月2日現在ということになるんですけども、そのデータを取り込むことで作業を行うことができるようになっております。そして、データ取り込み後に、名簿調製プログラムのくじ機能を実行することによりまして通知を受けた、いわゆる370人分をランダムに抽出されることができまして、裁判員候補者予定者名簿を作成するため、恣意的な故意的なくじを行うことはできないシステムとなっているものでございます。今、申し上げました内容、簡単に図示した形でお手元の方に資料としてご配布させていただいておりますフローチャート、裁判員候補者予定者名簿調製にかかるフローチャート。まず、住基のオンラインシステムで、選挙人名簿と本籍地情報を名簿調製プログラム用のデータに取り込みいたしまして、そのプログラム上でくじ機能。そこで、次に裁判員候補者予定者370人が抽出いたしまして、それを暗号化いたしまして、これは暗号化はということかと申しますと、裁判所の方から通知されたパスワードでのみ解除のできる、こういったデータが変形されるものでございます。それによりまして、暗号化したものを一つの磁気ディスク、私どもの方では、CD-Rというものを想定しているところでございますが、そこに出力しまして、その記録媒体を裁判所の方に送ると。これを送る時には当然にして、いわゆる選挙人名簿の住所、氏名、生年月日、プラス市民課からの方に提供受けております本籍、それぞれの対象者の本籍地が入った記録媒体でございます。それを裁判所の方に送ると、こういった内容のものでございます。その次に、選定後のこれらのデータの管理と処理について申し上げます。名簿の送付につきましては、名簿調製プログラムによって、先ほど申し上げました暗号化を行った後に、CD-Rなどによりまして送致するわけでございますけれども、これは当然CD-Rは、裁判所の方であらかじめ指定されてるパスワードで、初めてその内容が解除されるといったプログラムの内容になっておりまして、そして送付いたしました磁気ディスクにつきましては、裁判所の責任において廃棄されていくこととなります。また、本市の名簿調製プログラム内のデータにつきましても、まず裁判員候補者予定者以外の本籍地のデータというものにつきましても、裁判所の方へ送付が完了した時点におきまして、削除するということといたします。以上、選管側の方からの説明を終わります。よろしく申し上げます。

会 長

どうもありがとうございました。本日、審議することになっております裁判員の候補者の予定者名簿調製に係る事務について、委員の皆さんからこれについて、何なりとご質問いただければと思っておりますけど、いかがでしょうか。これ結局ね、目的外利用ということで市民課の所管している戸籍情報ですね、それを選挙管理委員会に提出するということが、10条の1号4項に該当するという考え方で、ここで諮問されてるということですね。選挙管理委員会から裁判所に提出されることについては、

実施機関	<p>法令によるということ、諮問の対象にならないと。そういう理解でいいわけですか？そういうことですね。</p> <p>選挙管理委員会の方からの立場といたしましては、裁判所の方からきております、まず文書でございますけども、抽出した名簿、本籍地を送致してくださいという、その文書なんですけども、法律上の形の中におきましても、まず370人の住所、氏名、生年月日、これにつきましては、選挙管理委員会の名簿で、選挙管理委員会委員長から裁判所長さんに送ると。法律上の解釈からしましたら、当然にして本籍地については、データ上合わせて送ってくれですけども、川西市長から神戸地方裁判所長に送ってくださいと。もし送り状付けるなら、当然にして選挙管理委員会委員長と市長名の二つの名前でもって、裁判所長に送致すると。こういうことになるものでございます。</p>
会長	<p>選挙管理委員会から裁判所に行く分については、法令によるものと理解したらいいわけですね。</p>
実施機関	<p>そうですね。</p>
会長	<p>だから、市民課が有してるものが選挙管理委員会に提供されることについても、法令上必要なんだという理解をしている自治体もあるということですね。だけど、川西市の場合は法令上という、これ規則でなってるんですね、抜粋の裁判員の参加する刑事裁判に関する規則というやつね、ここで10条に本籍を照会するときには本籍を回答するよう求めることができるという規則になってるわけですけども、規則というのは法律とは違うから、そんなに強制力があるってわけじゃないということではないんですか？これがもしも法律で決まったら、これは法令によるところで諮問しなくてもいいという話になるんですね。</p>
実施機関	<p>この点につきましては、会長ご指摘のとおりでございまして、法令によって明確にしなければならぬという義務付けがありましたら、10条の第2号の規定によりまして、法律の規定に基づいてという形で運用することができるわけなんですけども、そこが戸籍情報という非常にプライバシー性の高い情報であるということと、それと最高裁判所が開発した名簿作成プログラムの利用につきましては、任意ということでございます。ただ、実質的には周辺各市ともプログラムを利用されるわけなんですけど。ですから、このプログラムを利用したとしても、あるいは手作業で抽出したとしても、どちらでもよろしいわけなんですけれども、ただ迅速かつ効率的かつ正確に処理をするということにつきましては、提案させていただいております最高裁判所が開発された名簿調製プログラムを利用することが適切ではないかと。そのために、市民課保有の戸籍情報を選挙管理委員会に提供させていただきたいという諮問でございます。</p>
副会長	<p>選挙管理委員会は、持っているんじゃないんですか？本籍情報というのを。選挙は住民票でやってるわけですか？選挙管理委員会。住民の台帳があるわけでしょう、それには本籍情報がないから戸籍課からもらうわけですね。選挙の場合は住民票だけでやってるわけですね、本籍要らんわけですね。なんでまた本籍要るんでしょうね？年齢ですか…。</p>
実施機関	<p>本籍地そのものにつきましては、私どもが候補者予定者を裁判所に送</p>

	ると同時に、裁判所はその時同時に、それから裁判所が更に、その者が裁判員として最終的に適正な人なのかどうか、犯罪歴がないかどうか等々を調べていくのに、その時にはやはり本籍というのものが、裁判所の方で当然に必要なようになってくるわけでございます。それを送ると同時に、市民課の持っている本籍地そのものを付したものを送ってもらうことによって、裁判所は、あとスムーズに更に絞りこんだ、いわゆる裁判員そのもの、更にくじをして選んでいくと。
副 会 長	犯罪歴とかそういうのは、本籍地に登録しておくわけですね。
実 施 機 関	はい、そういうことで。
副 会 長	この人は、どこの本籍かなっていうのは必要ないわけでしょ。川西は方々から来てるわけでしょ。その情報じゃなくて、本籍は本籍でも、やっぱり犯罪歴ですかね、それは選挙管理委員会にはありませんわな。
会 長	となると、そんな本籍を犯罪歴を目的外利用したって話になるわな、犯罪歴っていうのはデータあるわけやね、市民課にはね。そうでしょ。破産情報とかっていうのは、市民課にあるんですやん、普通はね。それを利用したらいいのに、本籍っていうのは、何で裁判所が本籍要るっていうのかわかりませんな。
副 会 長	法律で決めてるから考えてやったんやろうなこれ、そんなん言ってもしゃあないですけどね。なんでそこまで要るんや。
委 員	これ要するに、例えば川西の場合は370人選んでくれっていうわけですね、神戸地裁から。この370人について本籍情報を渡すというのは、これは法律に基づいて行われるんですね。ところが、今回の名簿調製プログラムというのは、選挙人名簿に載ってる全員の本籍情報を事前に渡してしまうんですわ。これは法律にないんですわ。この最高裁の名簿調製プログラムっていうのが、全員の本籍情報の入力がないと走らないようになってるんですわ。そこが問題なんです。
会 長	ここのフローチャートにあるけどね、名簿調製プログラム用データ取込みっていうのは、これは選挙管理委員会にあると私は思ったんです。選挙管理委員会でやったやつから、くじ引くんでしょ？だから、選挙管理委員会に、市民の本籍地が全部一応いくという格好になるわけですよ。
委 員	いや違う。例えば手作業でやる場合は、選挙人名簿から手作業で370人を選ぶんですよ。それで、選管はそれに対して、本籍情報を市民課の方に照会して、その本籍情報を付して、そのデータを裁判所に送るんですよ。これは全部法律で認められてるんですよ。ところが、プログラム使う場合は、選挙人名簿に載ってる人全員の本籍情報がないと、プログラムが走らないんです。
会 長	そやけどおかしい。くじを引く前に何で本籍がいるのかという話になるんですよ。
委 員	だから、そういうふうにプログラムが作られてしまっているわけですよ。

会 長	本 当 言 っ た ら、く じ 引 い て、選 挙 管 理 委 員 会 で 370 人 の 候 補 者 を 取 り 出 し た ら、そ れ に つ い て 本 籍 を 問 い 合 わ せ て、そ の 本 籍 を 裁 判 所 に 提 出 し た ら 一 番 い い わ け や ね。
委 員	た だ、プ ロ グ ラ ム 使 う 場 合 に は、今、言 い ま し た よ う に、選 挙 人 名 簿 の 全 員 の 本 籍 が な い と 動 か な い ン デ ス。そ れ は 事 前 に 全 員 の ね。
会 長	だ け ど、そ の プ ロ グ ラ ム と い う の は ね、選 挙 管 理 委 員 会 で 利 用 す る ん で し ょ。そ れ は 裁 判 所 が …。
委 員	最 高 裁 が、こ の プ ロ グ ラ ム 使 え ば 便 利 で す よ と い う こ と で、全 国 の 自 治 体 に 渡 し て い る わ け で す。
会 長	渡 し て る け れ ど も、そ の プ ロ グ ラ ム は 裁 判 所 は 利 用 で き な い わ け ね。
委 員	も ち ろ ん。
会 長	裁 判 所 が 利 用 す る こ と に な っ た ら、全 て の 本 籍 地 が 分 か っ ち ゃ う も ん な。
委 員	そ れ は 違 う。
会 長	な る ほ ど ね。だ け ど、一 応 全 員 の … だ か ら、な ん で く じ の 前 に そ れ が 要 る の か わ け わ か ら ん な。
委 員	い や、最 高 裁 が 要 す る に 意 識 し て な か っ た で す ね。目 的 外 利 用 と い う の を。
会 長	ち ょ っ と … ね。
委 員	そ う い う 意 識 し て な い ま ま、そ う い う プ ロ グ ラ ム を 作 っ て し ま っ た わ け で す ね。だ か ら、先 ほ ど 近 隣 の 市 町 村 が 諮 問 し な い と い う の は、厳 密 的 に 言 え ば、私 は 違 法 じ ゃ な い か な と 思 う。川 西 の よ う に、ち ゃ ん と 諮 問 す る 方 が、条 例 の 趣 旨 に 則 っ て 適 正 な 手 続 き で あ る と い う ふう に 思 う わ け で す ね。近 隣 の 方 が お か し い。
会 長	名 簿 調 製 の プ ロ グ ラ ム 用 デ ー タ 取 り 込 み と い う ね、そ の プ ロ グ ラ ム は 使 わ な く て も い け る の ？
委 員	そ う、だ か ら 先 ほ ど の 実 施 機 関 の 説 明 に あ っ た よ う に、こ れ は 使 っ て も い い し、使 わ な く て も い い、任 意 の 選 択 で い い ン デ ス。そ の 場 合 は、手 作 業 で 全 部 や る わ け で、手 作 業 で 370 人 を 選 ん で、そ の 370 人 に 対 し て 市 民 課 の 方 に 本 籍 情 報 を 照 会 し て、そ の 本 籍 情 報 を 付 け て 裁 判 所 に 送 る わ け で す、手 作 業 で や る 場 合 は。
会 長	だ か ら、専 ら こ こ で は、そ う い う プ ロ グ ラ ム に な っ て る っ て 説 明 が あ り ま し た か ら ね、選 挙 管 理 委 員 会 に、市 民 の 全 部 の 本 籍 地 が 目 的 外 に 提 供 さ れ る と い う こ と が …。
委 員	こ れ 市 民 全 員 じ ゃ な い で す、選 挙 人 名 簿 に 載 っ て る 人 だ け で。

会 長	選挙人名簿に載ってる人ね。それを、一応許すかどうかという話やろうな。選挙管理委員会というの、市の内部の機関だということになるわけでね、それが外部に出るわけじゃないんやね。そうでしょ？
実 施 機 関	そうです。
会 長	このくじを引いて、370人の名簿を作り上げたら、このデータはどうなるんですか？削除するとか、先ほどそんな説明あったけど、そのところはっきりおっしゃってくださいな。くじで370人抽出したあと。
実 施 機 関	くじで370人に絞りましたら、この370人以外の者につきましては、あとは本籍地というものは、全部消してしまう。
会 長	削除するとね。だから、選挙管理委員会には370人以外の者の本籍というものは、以後は、そこにデータとしては持ち合わせないという状況にするということ、ここで説明としてあったわけですね。
委 員	370人についても削除するんでしょ？
委 員	それは裁判所に送らないと。
委 員	いえいえ、裁判所に送ったあと。
会 長	送ったあとは要らないもんだから、370人はどうなんの？
実 施 機 関	まず、窓口といたしまして選挙管理委員会の方で、そのあとの、いわゆる送ったそれと同じものは、この21年度に次々に事件ごとに当たっていく、うちから送った予定者の分、いわゆる一年間までは、私どもの方で370人については、管理していく必要がございます。また何時、この中で、更に裁判所の方から問われる場合とか、あるいはデータの事故とか、また死亡者の報告等々、そういったことを含めまして管理していくと。
委 員	一年前に370人出すわけ、毎年。
実 施 機 関	そうこととでございます。毎年毎年、この人数になるかどうかはわかりません。
副 会 長	私は370人に入ってますとなったら、個人に知らされないんですね。
委 員	知らされるんでしょ。
副 会 長	裁判所は、また調査しますからね。私はまた裁判所に呼び出されるという、370人の可能性はあるわけですね、それ以外ないんですもんね。可能性ある人は戦々恐々でないにしても、楽しみにして待っていると。1年毎に変わるというのは、これは大変な仕事ですな。一年毎にやるわけですか。
会 長	ここを見てると、抽出した370人分というのを、選挙管理委員会で、そこに磁気ディスクということで、CD-R及びと書いてあるんですけど、こういうCD-Rにするわけですな、ここに入力したやつを。それを裁判所

	に送るわけ？郵送で。
副 会 長	そうですね、書留で。
会 長	オンラインはならないのかって話になるわけね。そんなん持って歩くのはおかしいのちゃうか。
委 員	暗号化されてるから開けられない。
会 長	開けられないか。だけど、そここのところはオンラインでもっては、やらないわけね。
委 員	司法と行政だから、オンラインは使えない。
会 長	くじってというのはどうやってするんですか？ちなみに。市民の人はくじに関わるんですか。
実 施 機 関	法律上、具体的に立会人があるとかいったものはございません。
会 長	ないわけ。選ばれた人が、いかに公正にくじが行われたかっていうことについては、もうお任せ主義でいくしか仕方ないんですね。
委 員	これプログラム、くじっていうように書いてあるからあれですけど、要するに無作為抽出という意味です。
会 長	無作為抽出で、このプログラムを使って370名やったら、パンパンっと出てくるわけ？。
委 員	そうそう、その中には選挙人名簿全員の本籍情報を入れないとプログラムは動かない。
会 長	動かない…、それ入れると、何人ということ、人数を入れると無作為に出てくるわけ。
委 員	ランダムに選ばれるんですよ。
会 長	それにも選ばれたくないという人がいても、もうそこからはできないわけね。
副 会 長	それがみそでしょうね。恣意的に省かず全部集めてきて、そこから機械で選ぶと、これは建前でしょうね。
会 長	大体、仕組みが分かってきましたけども、この時点で委員の皆さん何かご質問ございませんか。
委 員	裁判員制度のことで、ちょっとだけ教えていただきたいんですけど、国の義務だということをよくテレビでおっしゃったり、先生おっしゃったんですけど、370人選ばれて、それから裁判所から何々さん来て下さいということと言われてまして、その方にとっては70歳未満の方で、それこそ、例えば認知症を持たれてるとか、病気があるとかいう場合は、重い病気のうちに入るわけですね。やむを得ない理由で行けないっていう

	<p>のは、そこから選ばれるということなんですか。裁判所の方で調べられるというか。</p>
実施機関	<p>そうですね、370人選ばれた方には、裁判所の方から調査票というのがいきますので、そこに例えば70歳でしたら、そういうの書いてもらったら、省かれるということになりますね。</p>
委 員	<p>そこで、どういう病気を持ってるとかっていうのは、調査票の方に。</p>
実施機関	<p>申告をして反映されるということは、可能になりますね。</p>
会 長	<p>そうすると、370人の裁判所に提出した名簿に基づいて、裁判所から本人になんらかの通知がいくわけですね。そこで調査のものに書き込んで、例えば法学部の教授とか、なんかやったらオミットされるわけですね。その場合に、そこで本人が除いてくれと言っても、正当な理由がなかったら除いてくれないわけやね。本当にもう除くとかいうのは、もっどずっと凝縮されて、更に先の段階でないと正当理由を主張できないわけ？正当理由っていうのは、どこで主張するんですかね？その裁判所の調書で主張するわけ？</p>
実施機関	<p>その理由にもいくつかあると思うんですけども、パンフレットの7ページ、8ページをご覧ください。例えば、就職禁止事由というのがございまして、国会議員とか、あるいは司法の関係者、そのような職業の人はその時点ではなれないんで、調査票に書いてもらったらいいんですけども、例えば病気でありますとか、入院するとか、その辺の理由になりますと、裁判に選ばれる時期というのがありますので、その時にならないと該当しない、そういうことも考えられますので、その時、事件毎に通知が来ますので、その時申告するというふうに。二種類の申告があるということになります。</p>
会 長	<p>この370人というのが、一応割り当てられましたね、あとで更に、追加になるということはあるんですか。川西市で更に、何人か追加して…。</p>
実施機関	<p>いわゆる、今年度21年度用として370人、もちろん川西市だけじゃなしに、各市出されていくわけなんですけど、これでも、なおみんな断られたとか、大なり小なり、まずは予定者として出して、候補者として絞っていく中で、更に事件が極端に多くて見込んでる数字から足らなくなってしまった場合に限って、法律上で入ってますんですけども追加があると。その時には、またこれに準じて通知が来て、5名だったら5名の追加というものが発生します。</p>
会 長	<p>そういう可能性が、まるきりないわけじゃない。</p>
実施機関	<p>一応、法律上はそういう補填がされております。</p>
会 長	<p>これは毎年繰り返すからね、もし今回諮問があったらね、これはパターン化してるからね、毎年あるいは追加があった分を、ここにまた諮問してもらおうということは必要じゃないような処置にしておきたいと思います。委員の皆さんもう質問の方はよろしいか、何かあれば何なりと。</p>

委 員	このプログラムはもう送られてきてるわけですね。オンラインで使うんじゃない、ディスクかなんかで送られてきてるわけですね。
実 施 機 関	そうです。据え置き端末に。
会 長	分かりました。それでは、委員の皆さんからも質問が無いようですので、実施機関の市民課の皆さん、選挙管理委員会の皆さん、どうもありがとうございました。これで審議できると思いますんで、どうぞご退席くださって結構です。
	※ 実施機関 退席
会 長	それでは、委員の皆さんにお諮りしたいと思いますが、今の住民基本台帳事務で…、あれは住民基本台帳事務になるんですか？戸籍事務とは言わないんですか？住民基本台帳というのは戸籍が入ってるの？
副 会 長	入ってます。
会 長	では、これでいいわけですね。そこの戸籍については、選挙管理委員会の選挙人名簿には戸籍の欄が無いわけね。だけど、今回は戸籍が裁判所から添付することが要請されてるので、選ばれた370人については、戸籍を裁判所に提出しなきゃいけないけども、それについては外部提供は法律で決められてることですから、諮問の対象にはならないわけですが、先ほど、委員から説明ありましたように、無作為抽出するための最高裁が作ってくれた名簿調製プログラムというのを利用する時には、選挙人名簿の全ての人の本籍地を入れないとこれが起動しないっていうわけですね。だから、それを市民課から選挙管理委員会に提出するということが、ここでいうところの目的外利用に該当するということ。本来であれば、くじ引いて370人だけの本籍を回答すればよさそうなもんなんだけども、先ほどの委員の説明では、全員のやつを入れないと動かないということになってるということ、ちょっと滑稽だと思うんだけどね。しかし、そういうシステムになってるわけで、それを利用するというのは非常に便利だということですね。もしそれをやらなかったら、手作業でやらないといけないというのは、実施機関としては、非常に煩雑だから、このプログラムを使いたいというのが前提になってるわけですね。それで、我々がこれを使うなというように言うのは、今時いかがかんと思いますので。そして、これを使うということについては、川西の市内部でもって、目的外利用するというだけで、370人分は選挙管理委員会で一年間は保管するけれども、他の人のは削除してしまうということの説明がありましたから、この目的外利用についてお認めすることでもいいのかどうか、その点について、何かご意見があればお聴かせいただきたいと思います。よろしいでしょうかね。それを、一応お認めして、ただしそこにありますように、本人には通知をするという、本人には、結局通知はしないけれども、あとで分かるということなるわけですね。
委 員	選挙人名簿全員の。
会 長	全員のものね、消された人というのは、そういうことで一回選挙管理委員会に市民課から目的外利用で出されたということは知らないし、そこを全部の人に知らせるということはないといってるわけだな。だけ

	<p>ど370人については、当然本人にあとで自分の本籍が流れてるということはわかりますよね。だけど、他の人は便宜的にちょっと一時利用されただけで、いちいちこれを説明するほどのこともなかろうというような話なんですね。ですから、対象というのは非常に大量であり、個別に通知することは現実的でないためというのは、それなりの理由だと思えます。それから、提供先に対する措置ということでは、(1)として提供した本籍地情報を目的外利用・提供しないことね。それから、(2)として提供した本籍地情報は厳重に管理し、漏洩のないようにすると共に、名簿の送付が完了した時点で、候補者予定者以外の個人情報に完全に削除することということを一応条件としてお認めするというのを、この審議会としては、了承したいと思えますけどよろしいでしょうか…。</p> <p>※ 各委員より「異議なし」</p> <p>会 長 ありがとうございます。そうしましたら、本日のこの諮問の案件につきましては、一応今のような判断、条件を付してお認めするというふうに答申をしたいと思えます。どうもありがとうございます。以上で、本日の諮問の件は終了いたしましたので、これで本日の会議は終えたいと思えますけど、何か他に今後の運営等についてとかで、事務局の方で何かございませんか。</p> <p>事 務 局 本日は、長時間にわたりまして慎重なご審議をありがとうございました。よろしければ、少しお時間をいただきまして、事務局を代表して総務部長の方からご挨拶をさせていただきたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>事 務 局 ※ 総務部長 挨拶 (略)</p> <p>会 長 どうもありがとうございました。それでは、これをもちまして『第43回川西市個人情報保護審議会』を終了いたします。皆さん、どうもご苦勞様でした。</p>
--	---